

## 令和3年度第8回教育委員会議事録

日 時 令和3年11月16日(火)

場 所 尾鷲市教育委員会 3F

### 議 題

#### 報告事項

- (1) 令和3年第8回尾鷲市議会臨時会  
尾鷲市一般会計補正予算(第10号)について(教育総務課)

#### 審議事項

- (1) 令和3年第4回尾鷲市議会定例会  
尾鷲市一般会計補正予算(第11号)(案)について  
(教育総務課、生涯学習課)
- (2) 尾鷲市奨学金貸与条例の一部を改正する条例(案)について
- (3) 尾鷲市奨学金貸与規則の一部を改正する規則(案)について
- (4) 尾鷲市外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の  
一部を改正する規則(案)について

#### その他

- ・(仮称)尾鷲市学校給食センター 設計業務委託について
- ・HAPPYワークinにゃんにゃん王国について
- ・全国学力学習状況調査について

#### 出席者

教育長	出口 隆久
委員(教育長職務代理者)	森下 龍美
委員	北裏 佳代
委員	大門 利江子
委員	田中 利保

#### 出席事務局職員

教育総務課長	森下 陽之
教育総務課調整監	植前 健
生涯学習課長	三鬼 基史
教育総務課長補佐兼総務係長	中川 健一
教育総務課総務係	山本 歩美

## 10:00開会

教育長: それでは、令和3年度第8回教育委員会を開催させていただきたいと思  
います。前回の会議録署名委員は大門委員と森下委員でございました。今  
回の会議録の署名委員は、森下委員と北裏委員でございますので、どうぞ  
よろしくお願いいたします。それでは事項書に従いまして、進めさせていただ  
きます。まず教育長報告でございます。教育長報告の前に、コロナウイ  
ルスの関係で少しだけ報告をさせていただきます。前回の教育委員会は  
10月の11日でございましたけども、そのすぐ後の10月14日にリバウンド阻  
止重点期間というものが県のほうで終了をいたしました。その時期から公共  
施設、それから各関係機関の方では、施設の利用であるとかそれから学校  
につきましても、教育活動の制限等を徐々に解放されていった状況でござ  
いました。ただ、学校につきましては、今後の対応につきましての文書の中  
で感染対策はこれまで通り継続をしていただきたいということ、それからリス  
クの高い教育活動につきましては、感染症対策を十分に行ったうえで、慎  
重に実施をしていただきたい。それから部活動については、一部の制限を  
解除する。ただ給食時の会話であるとか学校行事等の参加者の制限につ  
いては、継続すべき活動であるというようなお願いを文書でさせていただきました。  
それに伴いまして、運動会であるとか文化祭であるとかそういったと  
ころが参観者の制限を加えている部分もございました。それから保護者に  
対しましても、学校での対策に加えまして毎日の検温であるとか、それから  
健康観察は確実に行っていただきたいこと、それから、ご家族の中で万が一  
接触者になったということがございましたら是非連絡の方をお願いしたい。  
場合によっては学校もそれに伴った対応が求められるということもございま  
すので、その点も文書でもって保護者の方にはお願いをいたしました。そ  
れから尾鷲におきましては9月の14日が感染者の最後でございまして、そ  
れから現在までおりません。三重県内におきましてもかなり感染者が0とい  
う状況が続いておりました。この間、土曜日に一人ありましたが、状況としま  
しては、もう落ち着いたように見えるというふうに思えますが、ただ感染対策  
はこのまま続けていきたいということと、それから今後は、また冬の状況の中  
でインフルエンザが流行するという可能性もございますので、注意をしてい  
きたい。それから海外ではですね、日本とは逆に感染者が増加している状  
況もございますので、いつ何時こちらへ入ってくるということもあり得と思  
いますので、このまま感染対策については、継続をしていただきたいとい  
うことを校長会あるいは教頭会でもお伝えをいたしました。それでは、教育長

報告のペーパーの方でお願いをいたします。

**【主な教育長報告】**

- 10月18日(月) 第5回教頭会
- 10月19日(火) 令和3年度三重県へき地複式教育振興大会
- 10月20日(水) 令和3年度第3回市町等教育長会議
- 10月27日(水) 第8回尾鷲市議会臨時会
- 10月28日(木) 認定こども園名称選定委員会
- 11月 2日(火) 三重の教育談義
- 11月 4日(木) 行政常任委員会
- 11月 5日(金) 7回校長会
- 11月 5日(金) 尾鷲市奨学金貸与選考委員会
- 11月 6日(土) 第26回尾鷲市戦没者追悼式
- 11月11日(木) 令和3年度第2回東紀州教育長会議

以上で教育長報告終わらせていただきます。何かございますか。よろしいでしょうか。はい、それでは、5番の報告事項に入りたいと思います。令和3年第8回尾鷲市議会臨時会の報告でございます。

**事務局:【説明内容】**

○尾鷲市一般会計補正予算(第10号)について

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地産地消の取り組みの一環として、児童生徒に学校給食で市内養殖マダイを活用したメニューを提供し、地元水産物の消費拡大を図り、事業者支援を行うことを目的とする。

教育長:はい、補正予算の中身に関わって地元の水産物を活用した学校給食事業ということで報告がありました。何かご質問ございますか。

D委員:毎週のメニューはどうなるんですか。生は食べられないですよ。

事務局:そうですね、生は給食では出していないので、フライですとか。昨年も三重県の事業もありまして、その中でさせていただいたものについては、タイのから揚げ、カレー揚げとか竜田揚げ、フライ、もみじ揚げとか、魚のゴマみそソース、西京焼きなどそういったいろんなメニューですね。学校によって調理できる種類というのもいろいろあるんですが、工夫していただいているんなレシピさせてもらっています。レシピなどは、生徒に渡して家でもこんなことをしてくださいといった紹介とかも含めて食育という部分で魚食の推進を昨年もやりまして、好評だったということで今年もコロナの交付金を活用させていただいて、引き続きマダイの方を提供させていただくという事業という形になります。

教育長:ほかいかがでしょうか。やはり給食の取り組みの中で国全体も言ってる

わけですけども地元の食材を主に使うということは、地産地消の考え方からいっても、あるいは地域の産業そういったもの、食育の面でも非常に有効であるとなっていて、尾鷲市の給食も極力、その地産地消の考え方で進めているということで。それから先ほど課長も言いましたが、地元の食材を使う場合は、メニューの中にこれ地元ですよとかですね、特別にこれは地元でこうですよとかチラシをつけてくれたり、先ほど言いましたが、メニューを配ってくれたり、レシピを配ったりしてご家庭でもどうぞということで。それが広がりになればよいということの期待もあるんでしょう。そういった取り組みをしているということでございます。子どもたちにも非常に評判がよいということも聞いております。それではこの報告事項を終わらせていただきたいと思っております。それでは審議事項に入りたいと思っております。1番の令和3年第4回尾鷲市議会定例会の補正予算につきましてお願いをいたします。

**事務局：【説明内容】**

○尾鷲市一般会計補正予算(第11号)(案)について

※令和4年度分九鬼・輪内地区スクールバス運行管理業務委託料  
(債務負担行為)

教育長：はい、これについてなにかご質問はありませんか。それではないようですのでこの債務負担行為につきましては、12月の議会でこれを上げるということでよろしいでしょうか。

**(全員賛成)**

教育長：はい、よろしく申し上げます。それでは続きまして生涯学習の方に移ります。

**事務局：【説明内容】**

○尾鷲市一般会計補正予算(第11号)(案)について

※中央公民館のLAN環境の整備ほか債務負担行為6件

教育長：はい、それでは生涯学習課の分としまして、2つ、歳出の補正予算一つとそれから債務負担行為として説明がありました。なにかご質問ございますか。

A委員：プロジェクターは今あるものと合わせて何台になるんですか。

事務局：現在中央公民館に2台ありまして、うち1台が古いものになります。予備として、1台は使っております。ただ大きいところで映写するには容量的に少し足りていないための購入となります。

教育長：はい、他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、生涯学習課分の補正予算とそれから債務負担行為の補正について12月議会で上げていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

**(全員賛成)**

教育長：はい、よろしく申し上げます。続きまして2つ目、2番、尾鷲市奨学金貸与条例の一部を改正する条例(案)について申し上げます。

事務局:【説明内容】

○尾鷲市奨学金貸与条例の一部を改正する条例(案)について

※尾鷲市奨学金貸与額の増額(各種年額6万円増額)

教育長:はい、ただいま奨学金の貸与条例の一部を改正する条例の改正ということで、説明をいたしました。なにかご質問はございませんか。はい、お願いします。

B委員:この貸与額の高い60万とか48万とか36万とか他市町の人が奨学金を借りている率は高いんでしょうか。率というか高いから借りようとする。今、国の奨学金貸与とかあるじゃないですか、あれをそれをみんなどうして尾鷲と比べて尾鷲が借りにくいのかなと思ったときに、借りれる金額が少ないので、借りる人が少ないのかなと思うんですけども。まあ増額することによって借りようと思う人も多いと思うんですけども。その、貸与金額が高いところの人は、借りる率は高いのかなと、そこまでわかりませんよね。

事務局:そうですね、その部分については、個人情報の関係であまり公開されていないので他市町の状況はわかりませんが、B委員さんが言われたように30万円ではちょっとなかなかということで、6万円増額させてもらって現行の額と選択してもらうのが一番良いのではないかなと考えさせていただきました。

教育長:ほかいかがでしょうか。

D委員:これって以前聞いた卒業してから尾鷲市内の企業に就職したら返済なくていいというそれに当てはまりますか。

事務局:それは次の規則改正のところで触れさせていただきますが、卒業してから1年以内に地元業者に就職して5年間勤めていただければ免除になります。

教育長:今のその貸与額の変更については、これは条例に記載されておりますので条例ですと議会の承認を得なければ変えられないということですので、まずは条例の中で金額の変更について今ここでご意見をいただく。その次の今の返還免除につきましては、これは規則ですので教育委員会の中で議論いただいて決定をしていただくということですので、2つに分けさせていただきました。貸与額の増額は増額なんですけど、選択制をもって前の額と増額された分の中で選んでいただくという提案になります。6万円というと月当たりになると5千円になります。5千円アップというか、増額していくということでございます。そしてもうひとつは、日本学生支援機構といういわゆる大きな組織がやっている奨学金もございまして、学生さんの中にはやはりいくつか組み合わせて借りられる方もありますので、そこらへんも踏まえてこのぐらいが良いのかなという議論でした。それからやはり貸与ですので返していただくということもついてきますので、それについて年限であるとか

月額返済額あたりを考えるとこのぐらいが妥当かなという議論でした。この点なにかございませんか、ほかに。それではないようですのでこういう案でもって12月議会に提案をしていきたいと思っておりますのでよろしいでしょうか。

**(全員賛成)**

教育長: はい、ありがとうございます。それでは次に、今度は貸与規則の一部を改正する規則(案)についてお願いします。

事務局: **【説明内容】**

○尾鷲市奨学金貸与規則の一部を改正する規則(案)について

※償還免除の一部改正

教育長: はい、本市に戻っていただく期間を6月以内から1年以内にするという変更でございますが、この点についてなにかご意見ございませんか。よろしいでしょうか。返還の始まる1年以内に尾鷲に来ていただければ猶予免除ができるというふうなことになると思います。そういった方向でよろしいでしょうか。それではこれにつきましては規則ですのでこの教育委員会の中で決定をしていただくということでございます。それではこの6月以内というところを1年以内というふうに改正をすることで賛成いただけますでしょうか。

**(全員賛成)**

教育長: はい、ありがとうございます。それでは賛成ということで改正をしていくということになります。先ほどの報告ですでもう3人の方が免除になった、それから免除を予定されている方が3名いるということで、うまくいけばこの制度を活用して6名の方が尾鷲に戻っている状況なので、まあ一定の効果はあるのではないかと考えます。はい、ありがとうございます。

事務局: すみません、もう一つ、参考資料をご覧ください。これは審議事項ではございませんが、ご報告させていただきます。収入基準について、貸与額を増額する要因の1つにもなっている新型コロナウイルスの影響で各家庭においても経済的な部分の影響を受けていると推察されることから、令和4年度は、従来の収入基準額を2割程度引き上げた令和3年度の追加募集時の収入基準額を適用したいと考えております。今までですと、その令和3年度の基準額でございましたが、追加募集の時にはそれを2割程度引き上げた金額で、少し緩和させていただいて募集した経緯がございますので、令和4年度につきましてもこの令和3年度の追加募集を適用したいと考えておりますのでよろしく願いいたします。報告は以上です。

教育長: はい、ありがとうございます。今の収入基準額の変更についてなにかご質問、ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。収入の壁になりますのでこままでの収入の方がOKで、駄目でということになりますので、それを少し緩

和したということになります。それではこのように令和4年度はさせていただきますということです。はい、ありがとうございました。それでは続きまして、4番の外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則(案)についてお願いします。

事務局:【説明内容】

○尾鷲市外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則(案)について

※ALTの任期の延長及び報酬の変更

教育長:はい、ALTの採用の件、勤務条件についてですね、今までは3年の任期となっておりましたが、国際化協会の方では3年が一応原則だけでも成績優秀であれば5年までOKですよという話になっておまして、それに基づいて市の方でもそういうふうに改正をしていくということになります。そして、それに伴ってもし延長された場合の給与の金額についても改正をしていくということでございます。この点についてなにかご質問、ご意見はありませんか。

C委員:延長するかの判定は、どのようにするんですか。優秀かどうか。

事務局:市の職員であれば人事評価の制度があって、そういったもので勤務状況とかそういったものを一般の職員であれば係長、課長が評価してAとかBとかという評価をつけるんですけども、そういったものと同じような取り組みの中で学校において、その方の勤務状況とか、授業の教育、指導などを見ていただいて、その中でも特に優れているという方を今後も引き続き見ていただきたいという適性の方であるということの評価させていただいて、継続するかどうかということを決めていくという形を取らせていただきたいと考えています。

事務局:規定の中では特に優れているとのことですので。

C委員:それはハードルが高いのか、まあまあ校長が認めますよと言えば5年になるのか。

事務局:ある程度高めの設定でいくというふうには考えています。

C委員:そのほうがいいとは思いますが、校長さんやら担当者から声を聞いてもらって、特に担当者とのやり取りはどうかということは非常に大きいと思うので。その担当者との連携がうまくとれるかということが、授業がどんどん変わっていくと思うのでその辺でええかなと思います。

D委員:これって子どもたちがアンケートを書いたりとかは。受ける側の子どもたちがどう感じているかも大事だと思うので。アンケートなどそういうのはないんですかね。

事務局:現場の声が一番ですので、そういったことも含めて評価の仕方ですね、参

考にさせていただきたいと思います。

B委員:今までいろんなALTと会って話とかしましたけども、見てて学校が楽しい、尾鷲がすごく好き、もっといたいという人は意欲があるんですね。そういうALTは子どもたちと上手に馴染んでやっていると思うんですけども。対して文句しか言わんALTもたまにはいまして、これは長続きせんと思うとやっぱり1年も経たんうちに帰られたりとか、やっぱりALT自身がやる気があったら一生懸命、子どもたちとも楽しんで授業を進めているので、やっぱりその先生の雰囲気というんですか、楽しんで教えてますという先生はなんでも教えてあげようという気持ちがあって、海外の違った文化とか、そういう先生は子どもたちともみんなと仲良くなって楽しく授業できて、やっぱりそういう先生の評価できるのかなって。

教育長:はい、このALTの派遣事業というものはかなり厳しい審査を通過して日本に来ているということを知っておりますので、かなり基本的には優秀な方が来ていただいているんですが、その土地に合うかどうかということもありますし、その仕事自体がその人に向いているかどうかということもありますので、これはいろいろだと思います。が、延長に関しては本人の希望がまず大事だと思いますけども、それに伴う評価につきましては評価基準みたいなものをきちっと作った上でそれに対してこの人がどういう評価になるのかということを知り、それから教育委員会と一緒に評価をしていくなかで、更新をするかどうかということを決めていくというふうになると思います。D委員もアンケートのこともおっしゃっていましたが、アンケートもですね有効だと思いますが、アンケートは基本的には普段の授業改善の中でもっとこんなことをしてほしいとかですね、ALT自身がこういうアンケートをおこなって自分の授業改善をしていく、それが最終的にこの人の良い評価につながるのかということになると思いますね。まあそんなふうにして活用できたらとは思っています。それでは、この外国語指導助手の勤務条件についてなにか他にございますか。よろしいでしょうか。ではこれは規則改正ですので、今の部分について改正をしていくということで賛成をさせていただきますでしょうか。

#### (全員賛成)

教育長:はい、ありがとうございます。それでは改正ということで手続きをすすめていきたいと思います。以上で審議事項を終わります。それではその他につきましてなにかございますか。はい。

事務局:【説明内容】

- (仮称)尾鷲市学校給食センター 設計業務委託について
- ※委託業者の報告・選定理由及び今後のスケジュール



D委員:7月から工事を開始して給食が始まるのが令和5年の4月から。そうすると7月から、こんな長い期間でしたか。9ヶ月くらい。その間はお弁当と低学年の子たちは宮之上小でしたか、そこで作るという。

事務局:そうですね、それで休みがあるので実質8か月くらい。それを今後の設計の中でいろいろ協議していくことになるんですけども、できる限りその止まる期間を後ろへずらしてという形に設計していきたいという提案があります。

C委員:業務の効率化の作業のことやで、一番よく知ってるのは調理員さんやで、しっかりとそこを聞いてあげてほしい。やはり実際の調理の手順とか、そのこのプラス尾鷲小としては初めての配送となり、そのための手順がものすごくマナーとか規則とかがある。そのあたりも加味したうえで調理員たちが本当にやりやすいような声をしっかりと聴いてあげてください。

事務局:今回の業者の方もそういった意見をいろいろ取り入れてより良いものをつくっていただくことをいろいろ提案していただくことで業者の選定もさせていただきましたので、そういったところは、調理員を含めて打合せしていきます。

教育長:はい、他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それではまた進捗状況でいろいろ変化があったらまたお伝えしたいと思います。それではその他ほかにありますか。はい。生涯学習課長。

事務局:**【説明内容】**

○HAPPYワークinにゃんにゃん王国について

※イベント内容

教育長:はい、HAPPYワークinにゃんにゃん王国ということで12月の12日、日曜日でございます。大変好評な催し物で、たくさんの方のご協力でこれは成立しておりますので、本当にありがたいなと思います。定員が毎回70人ということですので、お子さん、お孫さん等早めに募集をお願いしたいと思います。もしかして委員さんの中でちょっと見てみよかということであれば見学等できると思いますので、またよろしく申し上げます。他にありませんか。他になかったらちょっと私の方から一つお話をしたいことがございます。

**【説明内容】**

○全国学力学習状況調査について(公表されていない部分)

※ゲーム時間での児童への影響について

今後、PTA、学校、そして教育委員会が集まった中でそのことを協議

A委員:平日のテレビゲームの時間ですけど3時間以上とか県は今、小学生31.

4%、中学生は38.9%で4年前よりも10%以上上がっているということで尾鷲市の場合は具体的にはどれくらいなんですか。

教育長:もっとはるかに上がっています。子どもたちが書いたアンケートですのでそ

の時の気分で数字は大いに変わってくるとは思いますが、ただ全国、あるいは県の段階としてみたとしても尾鷲市は非常に高いといったことが言える。

B委員:現実、宮小に放課後のボランティアに行っていて、はよ、家帰ってゲームしよっていう声が多いんですよ。だから宿題をちょっと放課後やって、できたと思ったら、はよ家帰ってゲームしよっていう。そんなにゲームって生活の中で大切なものなんだなって。その言葉がこれに反映していつてるということですよ。

教育長:そうですね。もっと言えば全国の中でやはり今、研究者たちが一番心配しているのはゲーム依存症という状況に陥るのではないかと、すでにもう陥っている子どもたちがいるのではないかとということを非常に心配をしているんですね。当然そうなりますと色々な生活全般に大きな影響を及ぼすということを心配していることがあるんですね。ですので、尾鷲市としてもそういう状況になる前になんとかやはり改善はできるものであれば、保護者の方も一緒になってこの問題を考えていく必要があるなということでそういう意味も含めて提起としていきたいなということです。ということで今の問題はこれからいろいろお伝えできると思いますのでよろしくお願いします。その他なにかございませんか。はい、それではないようですので次回の決めていただきたいと思います。

#### ※事務局と教育委員で日程調整

教育長:次回は12月21日火曜日10時からよろしくお願いいたします。それでは以上ですべての議題を終わりました。これをもって第8回の教育委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

11:35 閉会